

滋慶医療科学大学 研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、滋慶医療科学大学（以下「本学」という。）における学術研究が、倫理的、法的、社会的に適正に実施され、当該学術研究の信頼性と公正性が確保されることを目的として、本学に所属し研究に従事するすべての研究者及び研究支援者が遵守すべき事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、本学の教員及び本学で研究活動に従事する学生並びに研究生等、研究に関わるすべての者をいう。ただし、学生の研究については必ず指導教員の指導の下に行う。

- 2 この規程において「研究支援者」とは、前項の研究者の研究活動を支援する事務職員等をいう。
- 3 この規程において「研究責任者」とは、当該研究を代表する者をいい、学生及び研究生の場合は指導教員をいう。
- 4 この規程において「共同研究者」とは、研究責任者とともに、研究の遂行に責任を負う者をいい、研究分担者、研究協力者等の総称とする。なお、学生の場合は研究担当者という。

(研究者の基本的責務)

第3条 研究者は、次の各号に掲げる事項を基本的責務とする。

- (1) 研究者は、滋慶医療科学大学における研究者および研究支援者の行動規範に基づき、個人の尊厳と基本的人権を尊重し、良心と信念に従って誠実な行動を取らなければならない。
- (2) 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約、国内の法令、告示等、及び本学の諸規定を遵守しなければならない。
- (3) 研究者は、常に自己の専門研究能力の向上を目指し、自己研鑽に努めなければならない。
- (4) 研究者は、多様な価値観を理解し、かつこれを尊重するとともに、個人の属性や思想信条等による差別を行ってはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- (5) 研究者は、個人の人格並びにそれぞれの学問的立場を尊重しなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集、利用、管理、および保存)

第4条 研究者は、資料、情報、データ等を科学的かつ倫理的に適切な方法で収集しなければならない。

- 2 研究者は、収集した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、関連する法令等に保存期間の定めのある場合は、それに従うものとする。
- 3 研究者は、前項の収集した資料等を施錠のできるロッカー等に保管し、消失、漏えい、改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。

4 研究者は、収集した資料等が適切に保管されていることを定期的に確認し、学長に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第5条 研究者は、研究のために収集した個人を特定できる資料、情報、データ等について、関係法令並びに本学個人情報保護基本規程の定めに従い、適正に取り扱わなければならぬ。

2 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等について、特段の合理的事由がない限り匿名性を保証しなければならない。

(利益相反)

第6条 研究者は、研究活動を行うにあたり、資金提供の財源、関連組織との関わり、及び可能性のあるすべての利害関係の衝突に注意し、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第7条 研究者は、研究活動において使用した機器、薬品及び材料等を用いるときは、関係法令等を遵守し、安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究活動における使用済みの薬品及び材料等について、責任をもって最終処理を行わなければならない。

(研究成果の公表)

第8条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、研究成果を公表するよう努めなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のために公表に制約がある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

2 研究者は、研究成果の発表に際しては、他の研究のもつ優先性を尊重するとともに、他者の知的財産権その他の権利を侵害してはならない。

3 研究者は、研究成果の捏造、改ざん、又は濫用等の不正行為をしてはならない。

4 研究者は、研究を遂行する上で得た助言、援助等に対し、研究成果の発表時に、適切に謝意を表さなければならない。

(オーサーシップ)

第9条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の独創性に十分な貢献をした場合に、オーサーシップが認められる。

2 共同研究の成果発表に際しては、共著者とその順位、連絡責任者を適切に決定し、共同研究者全員の合意を得なければならない。

(研究費の適切な取扱い)

第10条 研究者及び研究支援者は、研究費が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、その他の団体からの助成金、寄付金等によって支えられていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者及び研究支援者は、研究費の使用にあたっては、本学の諸規程及び当該研究費の使用規程等を遵守し、その使途に関する書類等を適切に管理し、研究期間終了後も一定期間保存し、適切に説明責任を果たせるように努めなければならない。

(他者の業績評価)

第11条 研究者は、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価を行うときには、評価基準、審査要項等に基づき、公正な判断に努めなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用または漏洩してはならない。

(ハラスメントの禁止)

第12条 研究者は、研究活動を行うにあたり、いかなるハラスメントも行ってはならない。

(不正行為への対応)

第13条 本学は、研究活動に関する不正行為を防止するため、滋慶医療科学大学における研究活動不正行為等防止規程並びに滋慶医療科学大学における公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程の定めに従い、必要な措置を講じる。

2 本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、本学の内外に対して研究機関としての説明責任を果たす。

(インフォームドコンセント)

第14条 研究者は、人または人由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等を収集または採取して研究を行う場合は、提供者に対して事前に十分な説明を行い、提供者から自由意思に基づく明確な同意を得なければならない。

2 組織又は団体から、当該組織又は団体等に関する資料、情報及びデータ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(学長の職務)

第15条 学長は、本学における研究の実施に関する総括責任者とし、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本学における研究の計画または変更の妥当性を確認し、その実施を承認すること。
- (2) 本学における研究の進行状況および結果を把握し、研究が倫理的、法的または社会的に適正に実施されるよう必要な措置を講ずること。
- (3) 研究が適切かつ安全に行われるために必要な基本的事項を定めること。

(研究倫理教育の実施)

第16条 本学に研究倫理教育責任者を置き、研究科長をもってこれに充てる。

2 研究倫理教育責任者は、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 本学の教職員に対して、研究倫理教育を定期的に実施すること。
- (2) 本学の学生及び研究生に対して、教育研究上の目的及び専門分野の特性に応じて、研究倫理教育を実施すること。
- (3) 研究者の研究倫理の向上、不正行為の防止等を目的とした啓発活動及び倫理教育の計画を策定し、実施すること。

(研究倫理委員会の設置等)

第17条 第1条の目的を達成するため、本学の学部及び大学院に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する、なお、委員会に関する規程は別に定める。

(研究責任者等の職務)

第18条 研究責任者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 研究に関して、内外の入手し得る資料および情報に基づき、研究計画またはその変更の科学的妥当性および倫理的妥当性について検討すること。
 - (2) 前項の検討の結果に基づき、研究計画を記載した書類（以下「研究実施計画書」という。）または研究計画の変更の内容等を記載した書類を作成し、研究開始1ヶ月前までに研究実施計画書を学長に提出することを原則とすること。
 - (3) 研究を総括し、および研究計画を分担して実施する共同研究者に対し必要な指示をすること。
 - (4) 研究が研究実施計画書に従い適切に実施されていることを隨時確認すること。
 - (5) 研究倫理委員会規程に規定する研究結果報告や研究経過報告の学長への提出を行うこと。
 - (6) 学生がともに研究活動に関わるときは、広く教育的見地に立ち、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をすること。
 - (7) その他研究計画を総括するに当たって必要となる措置を講ずること。
- 2 研究責任者および共同研究者（以下「研究責任者等」という。）は、法令、所轄省庁の告示、指針等、およびこの規程を含む本学の規程等（以下「法令等」という。）を遵守しなければならない。
- 3 研究責任者等は、研究倫理に関する講習や教育を受けなければならない。
- (細則の制定)
- 第19条 この規程に基づく細目は、別に細則をもって定める。
- (規程の改定)
- 第20条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日より改正施行する。
- 3 この規程は、平成27年12月9日より改正施行する。
- 4 この規程は、平成31（2019）年3月13日より改正施行する。
- 5 この規程は、2019年9月17日より改正施行する。
- 6 この規程は、2020年10月21日より改正施行する。
- 7 この規程は、2021年4月1日より改正施行する。
- 8 この規程は、2021年12月8日より改正施行する。